平成２７年（フ）第１４８号
山口県下関市長府八幡町６番Ｒ７―201号
市営長府前八幡住宅１
債務者　河合　博也
1　決定年月日時　平成27年12月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月22日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２７年（フ）第６３号
福岡県大川市大字下木佐木942番地柿添京田マンション303号
債務者　合島　辰吉
1　決定年月日時　平成27年12月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月22日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２７年（フ）第６４号
福岡県大川市大字下木佐木942番地柿添京田マンション303号
債務者　合島さとみ
1　決定年月日時　平成27年12月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月22日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２７年（フ）第６１７号
熊本県下益城郡美里町永富623番地
債務者　園田　道成
1　決定年月日時　平成27年12月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月22日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第８５号
鹿児島県奄美市名瀬久里町５番21号
債務者　兒島　和年
1　決定年月日時　平成27年12月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月22日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２７年（フ）第８６号
鹿児島県奄美市名瀬久里町５番21号
債務者　兒島　初美
1　決定年月日時　平成27年12月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月22日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２７年（フ）第８７号
鹿児島県奄美市笠利町大字節田1700番地
債務者　東　　吉輝
1　決定年月日時　平成27年12月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月22日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２７年（フ）第８８号
鹿児島県奄美市名瀬佐大熊町７番６―26号
債務者　榮　　義仁
1　決定年月日時　平成27年12月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月22日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２７年（フ）第１０８号
鹿児島県鹿屋市吾平町麓772番地２
債務者　木場迫敏浩
1　決定年月日時　平成27年12月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月22日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２７年（フ）第３８１号
沖縄県那覇市首里石嶺町２丁目127番地　石嶺市営住宅Ａ５―1206
債務者　坂元　直恵
1　決定年月日時　平成27年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月22日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２７年（フ）第１２５号
北海道苫小牧市元中野町３丁目６番30号
コーポウイングＮＯ６―105
債務者　黒滝　信敏
1　決定年月日時　平成27年12月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月23日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２７年（フ）第５５号
北海道北見市三楽町220番地54　エスタール三楽101号、前住所北海道北見市常呂町字土佐16番地１　新西町団地2018号
債務者　表　　亜里
1　決定年月日時　平成27年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月23日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２７年（フ）第５４号
秋田県大館市片山町２丁目１番13号
債務者　中村　和子
1　決定年月日時　平成27年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月23日まで
秋田地方裁判所大館支部

平成２７年（フ）第１１７号
福島市飯坂町字前原54番地
債務者　佐藤　　稔
1　決定年月日時　平成27年12月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月23日まで
福島地方裁判所

平成２７年（フ）第３７６号
茨城県那珂市南酒出1001番地１　根本住宅４号室
債務者　小野瀬勝彦
1　決定年月日時　平成27年12月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月23日まで
水戸地方裁判所

平成２７年（フ）第２７６号
新潟市東区大形本町２丁目２番22号　サンハイツ第Ⅱ102号
債務者　熊木　美鈴（旧姓石本）
1　決定年月日時　平成27年12月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月23日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第３９６号
新潟市西区小針３丁目21番２号　コーポ新宿Ａ棟207
債務者　波田野祥郎
1　決定年月日時　平成27年12月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月23日まで
新潟地方裁判所民事部